平成２３年（フ）第２２２号
高知市若草町16番６号
破産者　門田　智裕
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
熊本県菊池市旭志新明726番地
破産者　松永　　靖
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅149棟６号
破産者　長尾　　晃
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９７号
宮崎県延岡市古川町413番地13、開始決定時の住所宮崎市大橋１丁目175番地　メゾンリヴエール102号
破産者　阿南　幹夫
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９９号
宮崎県延岡市古川町413番地13、開始決定時の住所宮崎市大橋１丁目175番地　メゾンリヴエール102号
破産者　阿南　洋子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８９号
沖縄県浦添市沢岻２丁目13番38－302号
メーバル沢岻
破産者　宮里　憲治
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８５号
秋田県大館市餌釣字沢188番地１
破産者　兜森　ふみ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１７号
奈良県吉野郡川上村大字武木385番地、住民票上の住所奈良県橿原市葛本町713番地の13
破産者　上田登記測量事務所こと　上田　良三
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第５８８号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目10番８号
破産者　松元　正樹
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県たつの市新宮町曽我井850番地
破産者　居垣建設こと　居垣　利明
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県たつの市揖保川町原384番地
破産者　松本　繁太
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１８２号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2933番地４
破産者　尾川　　弘
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２６９号
長野県安曇野市穂高5620番地２
破産者　松林　廣勝
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市彦富町603番地10、開始決定時の住所滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地13
破産者　上田　武志
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２号
奈良県香芝市磯壁４丁目200番地の11
破産者　幸田　　文（旧姓竹田）
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８２２号
札幌市北区屯田５条２丁目４番11号　ダンディライオンスクエア203号
破産者　小田　亮人
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８７号
札幌市北区北25条西２丁目１番６－704号、申立時の住所札幌市北区北24条西３丁目３番11－24号
破産者　八重樫政博
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３１号
札幌市南区藤野４条４丁目１番７号
破産者　瀬戸　克夫
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５４号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番11－408号
破産者　深澤　絹子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部